

子育て世帯生活支援 特別給付金のご案内

子育てを支援する
給付金のお知らせです

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、子育て世帯を支援するため、**新たな給付金を支給**します！

1. 支給対象者

①②の両方に当てはまる方

- ① 平成15年4月2日以降に生まれた**18歳以下の児童**(障害児の場合、平成13年4月2日以降に生まれた児童)を養育する父母等
※令和4年2月28日までに生まれた新生児等も対象になります

- ② {
■令和3年度**住民税(均等割)が非課税**の人
または
■新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、令和3年1月1日以降の収入が急変し、**住民税非課税相当**の収入となった人

※ひとり親世帯分の給付金を受け取った方は対象外となります

2. 支給額

児童1人当たり 一律 **5万円**

3. 給付金の支給手続き

I. 令和3年4月分の**児童手当**または**特別児童扶養手当**の受給者で**住民税非課税**の方(公務員を除く)

- ▶ 給付金該当の方には7月末に支給しております。
- ▶ 新たに該当になられた方は、児童手当または特別児童扶養手当を支給している口座に振り込みます。

II. 上記I以外の方(例.公務員の方、高校生を養育している方、収入が急変した方など)

- ▶ 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- ▶ 申請期間：**8月10日(火)から令和4年2月28日(月)**
- ▶ 申請場所：健康・子育て課

※申請書および必要書類については、ご家庭の状況により異なるため、事前に健康・子育て課までお問い合わせください

●問合せ

健康・子育て課(保健センター内) 内線262
厚生労働省コールセンター ☎0120-811-166(平日午前9時~午後6時)